

【議事内容】

文化審議会文化財分科会企画調査会（第8回）

1. 日 時 令和4年5月24日（火）10:00～11:15
2. 場 所 文化庁第二会議室
3. 出席者 委 員 根立会長，大野会長代理（オンライン），近藤会長代理
川野邊委員，小林委員（オンライン），野川委員
山本委員（計7人）
文化庁 塩見文化庁次長、小林文化庁審議官，奥文化財鑑査官，
篠田文化資源活用課長，鍋島文化財第一課長，
長尾主任文化財調査官，綿田主任文化財調査官，
藤田主任文化財調査官，山川文化資源活用課課長補佐，
吉田文化財調査官，佐藤文化財調査官（計11人）
4. 議事等

【根立会長】 それでは、これより文化審議会文化財分科会企画調査会、第8回を開催します。

まず、事務局より、配付資料と本日の進め方の説明をお願いいたします。

【山川補佐】 会議形式については、前回同様、プレスを含む傍聴者はオンライン参加となっております。また、大野委員と小林委員もオンライン参加となっております。

本日の資料は、議事次第、資料1から6となっております。また、委員のお手元には、これまでの資料をとじたファイルを用意しております。こちらは今後も追加していきますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。資料の不足があれば、事務局までお申しつけください。

続いて、本日の進め方ですが、本日は資料2から5の中間整理（案）について御議論をいただきます。その後、最後にその他の議題として、資料6について事務局より情報提供を行

います。

以上でございます。

【根立会長】 それでは、中間整理（案）についての意見交換に移ります。事務局より説明をお願いします。

【篠田課長】 それでは、中間整理（案）について、資料2から資料5になります。資料2は中間整理（案）の概要の1枚物、資料3は中間整理（案）本文です。資料4については、中間整理（案）に関係する参考資料をつけております。資料5が中間整理たたき台、前回御議論いただいた点からの主な変更点ということになります。したがって、資料3の中間整理（案）と資料5の中間整理たたき台（案）からの主な変更点を参照いただきながら、御覧いただければと思います。資料3と資料5、それぞれ参照しながら、主な変更点について御説明をしてみたいと思います。

まず、主な変更点でございますけれども、最初の1番ですが、中間整理の案では2ページになります。一番下の段落になりますけれども、選定保存技術の現状と課題に関しまして、保持者の高齢化、また後継者不足を示すデータを追記させていただいております。

一番下の行になりますけれども、選定保存技術の「保持者の平均年齢は約75歳であり、60歳以下の者は3名（全体の約5%）しかおらず」、続いて3ページになりますが、「後継者が確実にいる保持者も少ない。現在、保存団体がなく保持者のみが認定されている技術（43件）について、10年後に60歳未満の保持者を確保しようとすれば、43件全てについて新たに認定をする必要があり、計画的な後継者の養成と保持者の認定を進める必要がある」。「また、既に後継者がいない等の理由で選定解除された技術は25件あり、後継者の養成状況に応じて、認定していく必要がある」といった記述を加えております。

続いて、4ページになります。丸でいきますと3つ目になりますが、「重要無形文化財の制度が、注目を集めることが多い一方で」といった、前回までは、いわゆる人間国宝といった通称がありましたので、こちらを削除しております。

また、一番下の段落になりますけれども、選定保存技術の継承について、定期的・継続的な調査の必要性について記述を追記しております。

続きまして、5ページになります。2つ目の丸になりますけれども、「分野を超えた横のネットワークの強化が必要」といったところについて、特に保持者や保持団体間で情報交換を行うといった旨の追記をさせていただいております。

また、4つ目の丸の段落になりますが、サポートの体制の整備について、経費面も含めた

サポートする体制の整備が必要であるといったこと。また、この段落の最後になりますけれども、文化財行政経験者がアドバイスを担うことが想定されるというところですが、「研修等も行いつつ」といったところで、人材育成について追記しております。

また、一番下の丸になりますけれども、選定保存技術保持団体の通称についてのところで、先ほどと同様に、いわゆる人間国宝の関連の記載を削除しております。

続いて、6ページになります。最初の丸で、後継者養成の具体的な支援強化といったところに係るところですが、2行目にその支援の内容として、「匠の技を着実に継承するために必要かつ真正な用具・原材料の確保支援など」といった具体例を追記しているほか、その2行先になりますけれども、保存団体における自主的なレベル別の講習会、また保存団体による独自の資格認定制度の実施ということで、認定資格に関わるものについて、団体独自の制度であることを明確化しております。

続いて、4つ目の丸、いわゆるセンター、文化財修理センター（仮称）の機能に関しましてですけれども、後段になりますが、中ほどから、「ナショナルセンターとしての情報の集約や発信、文化財所有者、修理技術者、研究者、行政など文化財関係者間のコーディネート機能の発揮が期待される」といった旨の記述、また、「センターに求められるこうした機能を十分に備えたものとなるよう、国は具体的な検討を進める必要がある」と。なお、その際、センターの整備に必要となる財源の具体的確保の方策についても検討を進める必要がある旨、追記しております。

続きまして、少し飛びますが、8ページになります。5つ目の段落、丸になりますけれども、芸能分野の需要に関して、「また、芸能分野の場合、使用者である実演家が楽器や衣裳等の購入・修理を行うことで需要が生まれる。一方、伝統的な技術によって製作された楽器・衣裳等は高額なことから、需要はあるものの実演家の希望に沿う道具の購入・修理が困難であるといった状況もあり、特に若手の実演家の使用が進んでいない」といった課題の記述を追記しております。

続いて、その下の段落ですけれども、用具・原材料に関しまして、調査で得られた知見の集約の必要性について追記しております。

続きまして、めくっていただいて9ページになります。最初の段落、最初の丸のところと、2つ目の丸のところになりますけれども、用具・原材料の安定的な確保の方策を、少し具体的に記述しております。

1つ目が、「文化財の保存・継承に不可欠な用具・原材料については、個々の需給状況に

応じて、生産・管理支援分野の充実を図る必要がある」と。「また、文化財の保存・継承に不可欠で、国内生産が危機的な状況にあるなど安定供給を図るべき原材料については、国がリスト化し、例えば質の担保を前提とした行政等による買上げ、備蓄等の可能性も含め、長期的な安定供給のための仕組みを検討する必要がある。その際、伝統的な原材料の必要性を、質の観点から科学的に検証することが重要である」旨、追記をしております。

また、(3)の段落になりますけれども、1つ目の中段から、ここでは文化財建造物に伝統的な和紙等の活用を推奨するといったところがありますが、その際の留意事項になります。が、「国は、推奨される伝統的な和紙の仕様やメリットについて所有者の理解を得られるよう、積極的な情報発信を行うとともに、適切な品質を実現するための取組や所有者の費用負担増への配慮について検討する必要がある」といったところで追記をしています。

続きまして、その次の段落になります。が、芸能分野の需要に関して、「無形文化財の芸能については、伝統的な技術によって製作された楽器や衣裳等の購入・修理に対する需要に対応するため、重要無形文化財保持者や保持者の団体への支援等を活用することも有効である」旨、記述を追記しております。

おめくりいただきまして、10ページになります。2つ目の丸になりますが、持続可能な開発目標（SDGs）に関する記載を追記しております。「我が国において、自然素材で作られた文化財を、地域・国内で継承されてきた伝統的な用具・原材料を用いて保存し、社会全体で護り継承していくことは、我が国が2030年までの実現に尽力している持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも資するものであると考えられる」旨、追記をしております。

また、その2つ下の段落になりますけれども、地方公共団体における文化財保存修理に関する状況ということで、必ずしも文化財の保存修理に関する知見が十分に共有されていない場合もあるといった旨の追記をしております。

また、このページ一番下の段落になりますが、国庫補助事業におきまして、寄附による自己資金調達への補助率加算の仕組みについて、「こうした指摘等も踏まえ」といったところですが、国は、所有者等による寄附やクラウドファンディングの活用を促進するため、国宝・重要文化財の国庫補助事業において、所有者が寄附やクラウドファンディングを活用して資金調達を行った場合、補助率を加算する仕組みを創設しており、今後、積極的な活用に向けた周知が必要である」といった記述を追記しております。

2の検討の方向性の(1)の2つ目の丸ですが、地方公共団体の職員に対する講習の充実について、「また国は、地方公共団体の職員等に対する講習を充実するなど、文化財の

保存や修理の重要性の理解を促す必要がある」といった旨、記述を追記しております。

また、(2)の記述ですけれども、多様な資金調達の促進方法について、少し具体的に書かせていただいております。「地域社会全体で文化財を支える観点から、地方公共団体が、域内の幅広い文化財の保存活用を支援するため、基金の設置、クラウドファンディング、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の活用によりファンドレイズする枠組みの形成を、国として促進するなど、多様な資金調達を後押しする仕組みを検討することが必要である」といった旨、追記をしております。

主な変更点については以上でございます。そのほか、たたき台からは、体裁を整えるための軽微な修正を幾つかしております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

【根立会長】 どうもありがとうございました。

それでは、大きな3つの章立てに沿って意見交換を行います。この会議の終了の時間の目安として、議事次第では11時15分になっていますけれども、議論の運び方次第では少し延長ということもあり得ますので、その辺り、あまり時間のことは気にせず、発言をお願いします。

まず、概要2(1)及び本文2ページから始まる「II.文化財の保存技術や技能の継承、修理技術者等の確保及び支援について」、各委員から御意見を伺います。それと、資料3の机上配付資料に主な変更点がマーカーでつけられていますので、これが分かりやすいかと思うんですけれども、いかがでしょうか。どこからでも結構なんですけれども。

対面に出ていらっしゃる方から、これは順番に一言ずつでもいいですから、言ってもらおうという。近藤さん、ありますか。

【近藤代理】 そうしたら、ちょっとだけ。修正箇所には黄色のマーカーを入れていただいて、非常に分かりやすくなって、大変いいです。

それから、2ページから3ページにかけての選定保存技術の後継者の数字について、具体的に5%と言われると、ぎよっとしますね。そういうインパクトがあって、これも大変いいと思います。

ただ、1つ事務局に確認をしたいんですが、今の黄色のマーカーの下から2行目、3ページの上のほうですね。「既に後継者がいない等の理由で選定解除された技術は25件」とあります。これは選定が解除されたままになっているという意味ですね。つまり、一度解除されても、復活してまた選定はあり得る。だけれども、一度解除されて、一度か二度かはとも

かく、そのままということですね。ありがとうございます。

以上です。

【根立会長】 ほかに。野川さん、何かございますか。

【野川委員】 いろいろ盛り込んでくださって、ありがとうございます。

1点、もし可能であれば追記していただきたいところとしまして、5ページのところで、社会的認知度の向上というところですが、黄色のところではないのですけれども、丸の2つ目、「顕彰制度の検討やSNSの活用も含めた」という辺りに、小中学校における教育といった一文を入れていただけるとありがたいなと思いました。それだけです。

【根立会長】 これは、何か事務局。

【篠田課長】 御指摘を踏まえて修文を検討して、会長と相談したいと思います。

【野川委員】 よろしくお願いします。

【根立会長】 じゃ、川野邊さん、何かございますか。

【川野邊委員】 改めてまとめていただいて、読んで、内容的には全然問題を感じないんですけれども、やることがすごく多くて、一体誰がどうやってやるのかなというのが正直なところなんですけれども、こういうことの少ない労力と少ない予算で実効性を上げようとすると、本当に必要なところに必要なものを届ける、その基になる現状のきめ細かい調査が必要なんじゃないかと再度思いまして、それを丁寧にやっていただければと思っています。そのために、せっかくセンターができるので、現状調査と、その評価ですね。

あと、もう一つお願いしたいのは、それだけじゃなくて、広報ですね。今、こういう現状があるというのをもっと積極的に広報して、その解決策とまでは言いませんけれども、それに賛同してくれる人を増やすような努力をもっとしたら、もっと効果があるんじゃないかと思いました。内容的には、すごくよくできていると思います。

【根立会長】 案の文言自体じゃなくて、この文言が実現できるようないろいろな活動をお願いしたいという御意見だと思いますけれども、その辺りのことは、またよろしく願いいたします。

それでは、山本さん、どうぞ。

【山本委員】 すいません。資料2の概要というところで気になって、資料3で探したんですけれども、うまく見つからなかったんですが、資料2の2、下の枠ですね。その中の(2)の文化財の保存に必要な用具や原材料等の安定的な確保についてという中で、言葉の問題だけだと思うんですけれども、代替材料という言葉が出てくるんですね。その代替材料と

いうときに、本物を復活させるとか継続させるために、今はとにかく代替でいくということなのか、伝統的に使われてきたものが既に品質が良くないとか、本当に作らなくなったという意味での代替材料なのかというのが、ちょっと気になりました。代替という言葉に対する理解の問題だけかもしれません。

あとは本当にとってもまとめていただいている、見やすいと思いました。

資料3のところであれば、11ページの2の検討方向の、文化財修理の需要の可視化とか創出というところで、やはりここでも、国が指定されているものに対しての現状のコンディションレポートというか、悉皆調査のようなものを充実させていただいて、たくさん修理しなきゃいけないものとか、もしくは健全なものとか、それも含めたリストがあつて、そこで初めて、どれから修理をしたらいいかという需要が出てくる。渡し、次に設計に回る。事業化する。その事業化の段階で、補助金があつても所有者負担が難しいとかというところで、クラウドファンディングということがあると思うんです。

調査という中に、指定文化財のコンディションレポートのような、悉皆調査というんでしょうか、そういうものも何か言葉で挙げていただけたらいいかなと思いました。

【根立会長】 これは後でまた発言を。3のところですよ。11といたら随分後のほうなので。

【山本委員】 前後してすいません。ありがとうございます。

【根立会長】 ちょっと出ました代替という言葉に対して。

【篠田課長】 代替材料については、例えば象牙とか、動物由来のもので、既に手に入らなくなってしまっているものについての調査研究ということで、本文でいいますと、また後ほど用具・原材料のところに入ってまいります8ページの下の段落のところになります。

ということですがけれども、山本委員おっしゃったような誤解が生じるということがあるのであれば、少し記述ぶりについて検討したいと思います。

【根立会長】 じゃ、その辺りはよろしくお願いします。

オンラインで参加の大野先生、いかがですか。

【大野代理】 ありがとうございます。全体でなくて、前半の話なんですかね。

【根立会長】 今は全体の話というよりも、IIの文化財の保存技術や技能の継承、修理技術者等の確保及び支援についての意見交換ということで、区切ってやっていますので、全体のことに関しては、実は最後にまた改めて御意見いただこうと思っていたんですけれども。

【大野代理】 分かりました。今回8回目ですけれども、今までの印象としては、技術者の方々の横のつながりというものをきちんと整えて、互いの状況を理解するということが重要であるという点が一つあります。それで当然後継者問題をどうするんだという話と、需要をどう引き出してくるのかということになるわけですが、後継者問題を考えるのに欠くことができないのは、仕事、安定した需要の確保ということに尽きるんだと思うんですね。

ですから、その辺のところを、安定した需要って、どうやって引き出せるんだろうということですね。例えば、今、ガソリンが高いから、ガソリンのほうに補助をして単価を下げるという方法の支援があるのか、電気自動車の普及のように、それを購入した人を支援するとかというような、ある程度はっきりとした支援の方法を使って需要を確保するという方向をしっかりと打ち出す必要があるのかなと思います。その上で、それぞれの技術によって、伝統工芸とか建築では随分と内容が違うということも明らかなので、職種によって柔軟に対応しているという方向性を明確にさせていただけるとありがたいなと思いました。

また、和紙の話が引き合いに出されますけれども、前回は川野先生がおっしゃっていたように、和紙だけではなくて、和紙や畳とか、その他それぞれの委員の先生から具体的に、こういう材料を修復、修理のときに広く使ってもらおうというような呼びかけができるという説明の仕方がいいのかなという印象を持ちました。

以上です。

【根立会長】 どうもありがとうございます。最後、後半のほうの話は、確かに前に意見が出ていましたね。その辺り、少し取り入れられたらお願いしたいと思いますけれども。

【篠田課長】 また改めて検討しまして、文案について相談させていただければと思います。

【根立会長】 小林先生、いかがでしょうか。

【小林委員】 全体としては、本当にきちんとおまとめいただき、ありがとうございますという感じです。

それで、一つだけ申し上げると、文言ということですが、社会的認知度の向上のところですね。私も、小中学校と限定するかどうかは別として、教育機関との連携みたいなものは、あってもいいのではないかと思います。それをどこに入れるかというのは、ざっと見た感じ、適切なところは指定できないのですが、それを御検討いただきたいなと。

というのは、これは具体的に事業化していくときの話になるかと思うんですけれども、

私の大学ではずっとここ数年間、芸術の実技の授業というのを取り入れているんですね。ただ、例えば日本の伝統芸能をやりたいと。やりたいんですけども、実際に楽器を借りたりすることが非常に難しく、東京芸大さんの場所を借りながら、微妙な連携の仕方をしながら事業を共有しているみたいな形でやっています。

実は、非常にニーズがあるんです。伝統芸能の授業のニーズはあって、学生たちの履修希望が非常に多いんですね。ただ、それに応えられない状況が、私のところは総合大学ですから、そういう部分が特に強いんだと思います。

それで、何らかの連携のための仕組みなのか、授業みたいなものがあると、小中学校は分かりませんが、大学では一般教養的というか、総合教養的な授業として相当に取り入れられる可能性はあるような気がしていますので、何らかの教育機関の連携というのをどこかに入れていただければと思います。

以上です。

【根立会長】 どうもありがとうございます。さっと見たら、4ページに、国が選定保存技術を広く社会に周知・普及するためということで、「日本の技フェア」とか、ワークショップのことが書かれていますけれども、そういうところに学校等の連携みたいな話が、ひょっとしたら入ることは可能なのかなという気がちょっとしました。

【山川補佐】 補足なんですけれども、先生にいただいた学校への連携という観点で、現状で記載のあるところが、今はIIの大きい柱について御議論いただいているんですが、実は最後の持続可能な文化財保存のところ少しだけ入れておまして、11ページの下の方に、(3) 幅広い裾野の拡大ということで、用具・原材料と文化財保存技術と、共通する課題に対する対応策として、1つ目の丸の下のところ、「国は文化財保存技術や用具・原材料に関して、学校への情報提供も含め積極的に発信を行う必要がある」と、認知度向上のところと重複するようなものではあるんですが、裾野拡大の観点で入れさせていたるところです。

【根立会長】 次の丸も関係しているんですね。学校連携、大学の地域貢献の取組と…

【山川補佐】 そうですね。その次の丸のところも、文化財保存技術であるとか、技術に関する普及・啓発という観点で、「大学の地域貢献の取組と連携することは有効である」といった記載もありますので、今いただいた意見を踏まえて、もう少し工夫できないかということを検討させていただきたいと思います。

【根立会長】 小林先生、よろしいですか。

ほかに御意見はございますでしょうか。

確かに、大きな章立ての中だけで見ていると、少し後のほうで書かれているようなこともありますので、その辺りは注意する必要があるのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

じゃ、また最後に何かお気づきの点があったら意見を述べてもらうということで、続きまして、III、6ページの終わりから、「文化財の保存に必要な用具や原材料等の安定的な確保について」の意見交換ということで、これについて、どなたでも結構ですので。6ページから、一応、目安としては9ページの3分の2ぐらいまでのところを対象にします。

野川さん、8ページに芸能分野の話がちょっと出ていますけれども、どうでしょうか。

【野川委員】 前回申し上げたこと、先生方から御意見もあったことに対して、黄色の文字でうまく取り入れてくださっていて、ありがとうございます。

【根立会長】 近藤さん。別に今の野川さんと別々のところでも、全く構いません。

【近藤代理】 今のところ、特にはないです。

【根立会長】 そうですか。

【野川委員】 すみません。あえてもう一つ申し上げれば、また教育に関することになってしまうのですが、学校教育における楽器の充実とか、あるいは現状の把握とか、そういうことも盛り込んでいただいて、それが需要の創出に結びつくような形に、少し文を追加していただけたらと思いました。

【根立会長】 先ほど出たこととも関わるところですけれども、では、その辺りを少し検討していただけますか。

【篠田課長】 はい。いただいた御意見を踏まえて、文案について検討したいと思いません。

【根立会長】 山本さん、いかがですか。

【山本委員】 今いろいろお伺いしたのとほとんど一緒に、学校教育は、とても大事だと思います。自分たちの地域が担っている原材料や用具の生産があると思うのですが、まず自治体が学んでいただいたものを、その地域の学校教育に生かしていただいて、若い人たちが自分たちの地域の文化と、地域が担っている文化財の保存に必要な原材料や用具の製作について、まず知ってもらうこと。

大学で担っていただく事も大事だと思いますが、早い時期、小・中学校の義務教育の中でも知ってもらおう。そこから専門家や生産者に興味を持ち、なりたいと考える人も出てくるのではないかと考えております。まとめていただいている中で、そういうニュアンスが外に対してうまく伝われば良いと思います。

【根立会長】 この章というか、IIIの中でまとめる側の、先ほど出たように、最終的なところでまとめるかということはあるんでしょうけれども、学校教育というか、学校の現場との連携みたいな話は、また御検討ください。

川野邊さん、いかがですか。

【川野邊委員】 特にないんですけども、ただ、広報という点で、学生たちに教えていたときもそうなんですけれども、どうしてもこういう分野で仕事をしてきていると、当たり前だと思ってしまうことがあって、それが全然当たり前じゃないことに、毎回学生たちに言われて驚くんですけども、このところ高校生や小学生と話すこともあって、本当に僕が当たり前だと思っていることを、全く今まで育ってくる過程で触れたことがないんだねというのが印象で、大学は文化財に興味がある子たちが来ているはずなのに、本当に基本的なことも触れないで大学生になっちゃったんだねというのが多くて、ちょっと新鮮なんですけれども。

考えたのは、プリントアウトしたものって、読んでもらえないんですよね。今の子どもたちって、動画でないと見てくれない。そう思って、このところ、新学期になってから、ずっと動画とかを見ているんですけども、すごくそばかきで、作っている人は悪意はないんでしょうけれども、きちんとした裏づけを持たずに本当のことみたいなことを言っている動画がすごくあって、和紙もそうですけれども、経産省の定義の和紙ではなくて、文化庁の定義の和紙にしてほしいとお願いしたわけなんですけれども、文化庁がきちんと監修したそれぞれの基礎的な知識の動画みたいなのができたら、すごく効果的だなと思いました。

学生たちに話をしている中でも、あまりにも基礎的な知識がなくて、スルーして大学生になれるんだなと思っているので、本当に基礎的なところから積み上げていく、きちんとしたバックグラウンドがあって正しいことを言っている動画はこれですみたいな、文化庁認定の動画ではないけれども、そういうシリーズができたら裾野が広がるんじゃないかなと思います。

一人一人の子と話していると、文化財に興味はすごく持ってくれて、将来それで御飯が食べられるならいいですねと言ってくれる子たちは、小学生も高校生も大学生もいるんで

すけれども、そういう芽をうまくつかみ取る手法というのがなかったんじゃないかなと思って、それをするには、こちらから積極的に彼らが見てくれる面白い動画を作っていくしかないのかなと、今、思っています。そんな面倒くさいことをやってくださいと言うのは心苦しいんですけれども、せめて世の中にある有象無象の動画を正すような行動が、どこかでできたらいいかなと思っています。

以上です。

【根立会長】 また先ほどの関連の学校教育の問題が出ましたけれども。

野川さん。

【野川委員】 すいません。よろしいでしょうか。9ページのところで、(2)番、用具・原材料の安定的な確保の2行目のところですが、「生産・管理支援分野の充実」とある管理というのは、多分、例えば私に関係ある芸能であれば、筆筆のリードを作る輩が育っている環境を管理するというようなことだと思うのですけれども、「生産・管理」という4文字だけだと、そこまでなかなか読み取れないので、原材料を作るための環境を守るとか、何か少し具体的な文字を加えていただけたらと思いました。

【根立会長】 それはまた。

【篠田課長】 御指摘を踏まえて、誤解のないように表現ぶりを工夫したいと思います。

【根立会長】 近藤さん。

【近藤代理】 すいません。私は今度は野川先生とは逆に、マイナス面からの指摘なんですけれども、その次の、同じ9ページの上のほうなんです、2つ目の丸の段落ですが、2行目ですね。「国内生産が危機的な状況にあるなど安定供給を図るべき原材料については、国がリスト化し、例えば質の担保を前提とした行政等による買上げ、備蓄等の必要性も含め」云々とありますね。質の担保を行政がするんですかねと。これは物すごく危険ですよ。実際にはできることではないと思うんですね。

物によって、質の担保ができる原材料や用具もあるだろうけれども、例えば材木。あれは切ってみなくちゃ分からないですよ、中が使えるかどうか。そういうものがたくさんあって、質を保証できるかどうかって、全く分からないものがあるんですね。

だから、現実これができたら、使い手は物すごく喜ぶだろうけれども、こんなことができる行政はない。文化庁に質を担保しろと言われてたら、私たちできますかといったら、できないわけですよ。できるものとできないものがあるって、だから、これはもうちょっとソフトに書いたほうがいいだろうなと思います。できるものに限っては、質が担保できる。

だけれども、それを前提にして行政が買い上げて備蓄するというと、どこの行政機関がやってくれるんだろうと思います。

という、ちょっとマイナスの指摘ですいません。以上です。

【根立会長】 これは恐らく、全て一般化しちゃうと、今言われた近藤さんの話になると思いますけれども、その辺りのことについて、むしろ調査官の人たちはどう思われていますかね。

【綿田調査官】 おっしゃるとおり、何でもかんでもというわけにはいかないの、何とかして修理に使える、現に使えるものについて考えていくという必要があって、ここの文章とか全体として、仕組みを検討する必要があるという話なので、どうやって質を担保するかということについても、実は仕組みを検討しなきゃいけない一部に入っていると我々は読んでいます。

【佐藤調査官】 いいですか。

【根立会長】 どうぞ。

【佐藤調査官】 近藤先生の言うとおりの、質の担保というのは非常に難しく、ここに書いてあることに対して、個人的には抵抗を感じていました。例えば近藤先生がおっしゃった木材にせよ、染色の材料にせよ、これが高品質であるから、これは使っても大丈夫よと国が合格マークをつけるなんてことを、もし決めたとして、一体誰がやるんでしょうか。我々調査官には、とてもそんなことはできません。だから、できもしないことを書くんじゃないという気が私はしておりました。

【根立会長】 恐らくこの趣旨としては、むしろ非常に危機的な状況にあるので、何らかの施策を打たなきゃいけないということで、必ずしも品質保証までの話は難しいんだと思うんですね。ただ、ある程度の水準を保てるような何らかの枠組みとか、そういうことを今後考えていきますという、一種の宣言なのかなと私は見たんですけれども。

【奥鑑査官】 担保という言葉を使うから、そこで問題が起こってくるのではないかと思いますので、その辺のところは、言葉の使い方を検討するのがよいのではないかと思います。

【川野邊委員】 いいですか。

【根立会長】 どうぞ。

【川野邊委員】 そんなに大変じゃないと思うんですけれども、ここは「例えば」と書いてあるとおりの、できるところからやりますということだと思ひ、僕が何度も言ってい

るので、紙の話をしませけれども、僕らから見れば和紙じゃないものも、恐らく世の中のほとんど全ての人には、和紙だと思っているんですよ。だから、せめてそのぐらいは、文化庁はもうちょっと声を大きくしてほしいなということで、それが反映されているんじゃないかと思っていて、文化庁が担保したものを目をつぶって使うような人たちだったら選定保存技術者じゃないと思うので、そういうところを目指しているんじゃないと思うので、私は問題を感じません。

【根立会長】 ほかにというか、今の話、小林先生、何かございますか。

ごめんなさい。小林先生、すいません。

【小林委員】 すいません。私もこれを読んで、最初の調査官の方が言われたように解釈しましたし、それから、今の川野邊先生の意見のほうに賛成です。

以上です。

【根立会長】 大野先生、いかがですか。

【大野代理】 今の問題に関して言えば、国がリスト化をするという段階で検討するというフィルターがかかっているの、何でもかんでもということではないとは思いますが、国の指導がどこまでできるか。それぞれの技術者の方と組合の方々の意見が反映されるような形で、これは提供されていくべきだと思いますし、先ほども言いましたように、まず広報が重要です。広報というのは、外へ向かっての広報、こういうすばらしい技術があるんだということをしっかり伝えていくということです。

その中には、先ほどの議論のように小さいときからの教育も含まれています。幼少時の体験が、大きくなってからあらためて関心が高まるというところにつながるという話も関係していると思います。また、現在特殊な職能だと思われる人たちの間での状況も、相当違うということをお互いに知り合った中で、何ができるか共通の意識を持つことが大事です。やはり需要を喚起して仕事を増やしていかないと、後継者もあり得ないということを経験的な認識として、どう連携していけるか。多様な技術のそれぞれが特殊になってしまっている状況を、関係者間で認識して（一般市民にも向けて発信して）存続意識を高めていけるのか。仕事を継続するためにどれだけ努力をしているのかという辺りをしっかり伝えたいうえで、それぞれの施策の文言が一般市民にも共感してもらえる展開になってほしいです。

【根立会長】 近藤さん、もう一回、何か。

【近藤代理】 大野先生がおっしゃる需要を増やしていく方向というのは、需要が見込

める分野にとっては大変重要なことなので、それはそれとして、ぜひとも進められるような方向でやってほしい。

ただ、どう見ても需要が絶対増えない分野というのがある。だけれども、その技術を伝承しなくちゃいけないので、需要喚起だけに流れないような、結構厳しいものでも文化財の保存のためには必要な技術に対しては、需要とは別な方向から支援するという姿勢は貫いて行ってほしいなと思います。

以上です。

【根立会長】 ほかに御意見ございますか。

【大野代理】 すいません。大野ですけれども、今、近藤先生がおっしゃった部分が、先ほどから話になっている「危機的な状況にあるなど」の部分に含まれるのかなと私は理解しているんですけれども。

【根立会長】 私もそう思いますけれども。

いかがでしょうか。別の話題でも構わないんですけれども、項目。

じゃ、このIIIの箇所は、また後でお気づきの点があれば御発言していただくということで、IVの「持続可能な文化財保存のための対応について」の意見交換です。それで、9ページの下の方から12ページの最初のほうですね。いろいろな話があって、クラウドファンディングの話とか、いろいろ出てきていますけれども、この辺りのことは、それこそ小林先生、どうでしょうか。IVの箇所ですけれども。

【小林委員】 まだもう一回ゆっくり見たいんですけれども。

【根立会長】 分かりました。では、また後ほど。

山本さん、いかがですか。

【山本委員】 まとめていただいている内容は、特に問題なく、うまくまとめていると思います。

ただ、先んじて発言した内容と重なりますが、やはり11ページあたりで、修理の需要という問題を見つけるためには、傷んでいる文化財がたまたま見つかるとか、所有者が申し出るとかというのではなく、文化庁においては、文化財の調査にお金を使っていただいて、悉皆調査と、そのリスト化をしていただいて、指定されている文化財の現状を継続的に把握いただくことで、次にどういうことをする必要があるのか、また原材料に対しても、建造物も含む、いろいろな文化財、修理に必要なものを育てていく計画が生まれてくるのではないかと思います。

国指定文化財以外に使われる技術や材料もあると思いますが、この会議は、私の理解ではまずは指定文化財を守るというところがあるので、それに関して先ず充実していただく。調査から、修理の量やタイミングを設定し、それに合わせての道具や原材料の需要が見えて、何がいつ必要かということが出てくると思うので、そういうことが分かりやすく入らないかと思うのですが。

以上です。

【根立会長】 今の話だと、入るとしたら、どの辺りですかね。11ページの(3)の幅広い裾野の拡大というところですかね。「文化財の保存・継承には」という辺りに、調査ということを積極的に行うというものを加えるんですかね。

【篠田課長】 根立会長、すいません。今、直接的な文言では、山本委員おっしゃったようなコンディションレポートみたいなことは書いてはいないんですけども、2ポツの検討の方向性の(1)の文化財修理需要の可視化のところ、文化財の保存環境や状態、また修理履歴等を踏まえて、修理需要予測を可視化ということで書かせていただいておりますので、保存環境とか状態といった、いわゆるコンディションを踏まえて、修理需要予測というところをいかに見える化していくかということだと思いますので、いただいた御意見を踏まえて、この辺りの記述を少し充実して、分かるようにしていくことが必要かなと思いますので、また御相談させていただければと思います。

【根立会長】 よろしくをお願いします。

野川さん、いかがでしょうか。

【野川委員】 芸能の場合には、芸能そのものが文化財ですので、IV番のところの2番、検討の方向性のところにも、芸能の特殊性について触れていただいて、文化財である芸能の活性化について、今後何か方策を考えていく必要があるとか、そのぐらいのことで結構ですので、盛り込んでいただけたらと思います。

【根立会長】 じゃ、御検討をお願いします。

【篠田課長】 はい。

【根立会長】 もう順番にいきますので、近藤さん。

【近藤代理】 もうちょっと待ってください。

【根立会長】 じゃ、川野邊さん。

【川野邊委員】 もうほとんど言うことはないと思うんですけども、言いたいというか、お願いしたいことはみんな盛り込まれていると思うんです。ただ、さっきも申し上げ

ましたけれども、あまりにも膨大な仕事で、一体これは誰がやるんだというのが常にあって、調査官の人が100倍いても難しいのではないかと思うんですけども。

だから、その辺を、これが通った後で実現化していくときに、どういう重みづけをするのかなというのが個人的には心配していました。やるところから並行してどんどんやっていくしかないところだと思うんですけども、これ以上にこういうことをやったほうがいいよというのは今思い浮かんでいないので、これでいいと思っています。

【根立会長】 どうも。

近藤さん。

【近藤代理】 すいません。細かいことなんですけれども、11ページの下から2つ目の丸の下から3行目に、「その際、大学の地域貢献の取組と連携」と、大学を例に挙げていらっしゃるんですけども、大学じゃなくて企業でも、地域貢献に力を入れている企業とかもありますよね。何でもいいんだから、支援してくれるんだったら。だから、最低でも「大学等の」、あえて言うなら「大学・企業等」ぐらいは書いたほうがいいかなと思います。ありがたい企業はどんどんお手伝いをお願いして、貢献していただくのがいいと思います。

以上です。

【根立会長】 それは事実かもしれないですね。

【近藤代理】 つまらないことなんですけれども。

【根立会長】 大野先生、いかがですか。

【大野代理】 それでは1点、11ページの一番下の丸のところの「文化財の保存に必要な」という部分なんですけれども、先ほど山本委員のお話にもありましたように、ここで言っている文化財というのは、重要文化財を主体とするという文化財なのかもしれないんですが、真ん中の「文化財以外の」というのはちょっと引っかかかっていて、「未指定の文化遺産あるいは本物の伝統技術を継承したいと考えるような分野における市場の開拓」とかにしたほうが、広がりという点でははっきりとしたものになるかなと思うので、この辺も検討いただければと思いました。

以上です。

【根立会長】 どうなのでしょうね。未指定のということより、もっと広い部分かなという気がするんですけども。

【大野代理】 ですから、文化遺産なんだけれども、まだ文化財的な判断から漏れているもの、あるいは、新しく伝統的な技法で物を作りたいという人もいると思うので、その

両面という意味で、未指定の文化遺産あるいは本物の伝統技法を継承したいと考えるというように、要するに、古いものを大事にする人と、新しくても伝統を大事にする人と、両方を視野に入れるということも重要なのかなという意見です。

【根立会長】 鍋島さん。

【鍋島課長】 大野先生、ありがとうございました。大野先生のお話も確かにそのとおりだなと思いました。

ここの「文化財以外の分野での市場の開拓」というのは、例えば紙とか工芸技術とかもそうなのですが、文化財の修理だけじゃなくて、産業というんでしょうか、商品として生かしていくということにも幅が広げられたらということ、これまで御意見いただいていたものですから、そういう観点で入れてみたところではあるんですが、大野先生の御意見も踏まえて、もう一回考えたらどうかなと思いました。

以上です。

【大野代理】 よろしくお願ひします。

【根立会長】 何かほかに、これに関して御意見等があればと思うんですけども。

【近藤代理】 文化財以外のとか、あるいは産業等のとか、具体的に産業も、こういう技術を活用してくれるんだったら、それはありがたいことなので、別に文化財という観点だけじゃなくて、もろ産業でも何でもいいと思います。私はそういう考え方、意見です。

以上です。

【根立会長】 川野邊さんは。

【川野邊委員】 全くそうです。「文化財以外の」と書けば何でも入ると思うので、わざわざ狭める必要はないと思っています。誰かが使ってくれば、どんな使われ方でもいいよというような、本当に現場は切実に思っているの、何に使われても構わないので使ってくださいという気分が出ていいと思っています。

【根立会長】 大野先生の趣旨はよく分かるんですけども、皆さんそういう御意見も出ていますので、いずれにしても、ここは少しまた検討していただいて、よりいい文書にしてもらいたいと思います。

小林先生、いかがでしょうか。

【小林委員】 ありがとうございます。基本的には、全体を見て、特にここをどうしてほしいというのはありません。今まで先生方が御意見されたところでいいのかなと思います。

それで、先ほど最初のほうに私が大学のことを言ったのは、大学の地域貢献のところとは違うニュアンスで言いました。それは、どちらかというと裾野拡大のほうで、先ほど山本先生とか野川先生がおっしゃったこととも関係してくるんですけども、いわゆる文化財の、例えば実演者になっていったりとか、修復者になっていくような人に対する大学の貢献というよりは、それもあるんですけども、恐らくこの地域貢献のところは、そういうことだと思います。早い頃から文化財に親しまなきゃいけない、技術を知ってほしいというのはそのとおりなんですよね。

ただ、川野邊先生のおっしゃったように、本当に今の大学生って、何も知りません。それで、大学に入ってきてから、例えばお琴だとか、実際に三味線とか、そういうことをやり出して、サポーターになっていくという人たちがすごくいるんですね。そういう人たちのニーズは非常に大きいなということを、私は自分の大学に来てから実感していて、そういう意味では、裾野拡大の部分に教育機関、それは大学の授業なのか、あるいは大学のクラブなのかということが、本当は授業でやれるといいんですけども、みたいなのところに入れていただきたいなというのはあります。

ほかのところは特にないんですけども、意外と芸能関係のところは、楽器とか、そういうものが非常に重要ですし、場所の問題もあったりして、何かそういうものと連携すると、需要がすごく広がるようなイメージもありますので、そこを何らかの形で言っていたきたいなとは思いました。

ほかは、川野邊先生がおっしゃっているとおりなんですけれども、これだけの非常に内容の濃いものを、どういう順番で、どれに優先順位をつけていってやっていくのかなというところが、関心があるところです。ですから、これを最後にお聞きしようと思ったんですけども、この中間報告をつくって出して、どういうスケジューリングで、どのように事業化していくのかというところを、最後にお聞きしたいなと思いました。

以上です。

【根立会長】 どうも。最後の話は、最後に事務局からお答えしていただくということで、前半のほうの話は、野川さん、何かございますか。

【野川委員】 先ほどおっしゃられた大学のクラブに関してですけども、それは現在、邦楽普及拡大推進事業という事業で、各大学が持っている楽器の充実になるのだと思いますが、新しい楽器を貸与するといった施策が進んでいます。

ただ、大学の授業という形では進んでいないと思います。

【根立会長】 ほかにというか、私はこの辺りは疎かったんですけども、小林先生のおっしゃるような趣旨を踏まえて、とすると、また少し別の項目を立てる必要も出てくるんですかね。見通しみたいなのはありますか。

【篠田課長】 今後の見通しについて申し上げますと、今回中間整理をまとめていただけますれば、これを踏まえまして、短期的なものでは次の予算事業に反映させていくということがあろうかと思っております。また、すぐに何か着手というところまではいかないものについては、さらに事務的な検討を深めまして、何らかの対応といったものがつながってくると思います。

また、中に、例えばセンターの設置に向けて検討していくというところがありますけれども、これも手順を踏んでやっていく必要がございますし、どんな機能を求めるかということについても、より現場の方々の御意見も踏まえて検討を進めていく必要があるかと思っておりますので、また先生方の御意見を踏まえながら検討していきたいと思っております。

【根立会長】 これは中間のこれが出て、それでさらにブラッシュアップして、法改正まで行くかどうかは微妙かもしれませんが、そこで恐らく補助金等の性格がまた決まっていくということになるんだと思うんですが、そういうのは少し長い目で見ていかないと、これが出たからといって、すぐ変わるというわけではないので、ただ、とにかくこういうものを出すことによって、選定保存技術の将来を明るくするというか、保存活用に向けて、何とか一歩踏み出して、結局、ひょっとしたらやりやすいところからやっていくということになるかもしれませんが、少しこれから僕らも見えていかないといけないと思うんですが、時間がかかるところがあるというのは、やむを得ないのかなという気がします。

それでは、全体を通してもう一度、あるいは今まで見落としてきたというか、発言を漏らしていたということがあれば、皆さん述べていただきたいと思うんですけども。あるいは、あまり検討されることのなかった、例えばIの「はじめに」というところの文言とかというような問題も含めて、何かあれば。もう中間整理の最後ですので、いかがですか。

【大野代理】 すいません。大野です。

【根立会長】 どうぞ。

【大野代理】 先ほどの11ページのところで、皆さんと考え方が違ったかもしれませんが、最初のところの文化財というのは何なのかというのは、ある程度説明していただきたいなと思います。いわゆる歴史的な遺産みたいなものを、我々は文化財と広く言っている

かもしれないけれども、実際に外で仕事をしていると、私の家は文化財じゃないから壊してもいいんでしょうみたいな人たちに、たくさん出会うんですね。

ですから、私は、指定をされていないけれども、文化財というものは歴史的なもの、歴史的な遺産は全部文化財なので、その中で、たまたま指定をされているものが文化財と認識されているという説明の仕方をしているんですけども、一般的には文化財というと、指定されているものとかいう認識がどうも強くて、そういう世間とのギャップがあると思うので、その辺は、広く文化遺産そのものを文化財と呼ぶというぐらいのことは、我々の中では当たり前のことなのかもしれないけれども、きちんとうたっておく必要がある。広報をしていく上でも、この辺は重要なと感じました。

以上です。

【根立会長】 どうもありがとうございました。

ほかにいかがですか。近藤さん、何か。無理やり言っているわけじゃないですけども。

山本さん、いかがですか。全体を通して。

【山本委員】 今、大野先生がおっしゃった、文化財とは何かということが最初のところに書いてあると分かりやすいと思います。例えば先ほど11ページの下のところ、一番下の丸ですね、文化財以外の分野という言葉が出てきたときに、それは指定文化財以外なのか、すべての文化財に関わってくるだろうかと思います。

文化財保護法でも、文化財とは何かということが分かりやすくは書いていないと思うので、これからされる具体的なことに関しての、文化財とは何かというのは書いていただけたら分かりやすいと思います。

【根立会長】 というか、これは恐らく親法との関係、文化財保護法との関係があるんだと思いますので、ここで細かく言うのもという気持ちがしないでもないんですけども、大野先生の言われる趣旨は分かりますね。確かに、あったほうが分かりやすいというところがありますけれども。

ほかに。川野邊さん、どうぞ。

【川野邊委員】 大野先生がおっしゃっていることはよく分かるんですけども、今回の整理の中で文化財の定義をするのは、すごく違和感を感じるんですが。それは違うだろうと。うまく説明できないんですけども、このままでいいような気が私はしています。うまい説明を思いついたら、もう一回しゃべるかもしれません。

【根立会長】 ほかにどうですか。

【小林委員】 すいません。

【根立会長】 どうぞ、小林さん。

【小林委員】 よろしいでしょうか。一つ、これも質問的になってしまうんですけども、つまり、今の話に関係するんですが、これは誰に向けて出す中間なのかということかと思えます。

それで、私も変えなくていいのではないかと思っているんですけども、そもそもこれを基に、例えば文化庁の皆さんが予算取りをしたり、補助事業をつくったりということの基本になる文章なのかなと思っていますので、むしろ曖昧になってはいけないような部分もあるのではないかと、つまり、ここで下手に定義をしないほうがいいんじゃないかとは思いました。もしそのように入れるんだったら、文化財に指定されていないもの、文化遺産的なものみたいなものを入れてもいいのかなと思います。

【根立会長】 これは基本的に、文化審議会で議論するための整理をやっているわけですので、そういう意味では、対象ははっきりしているところがあるんですけども。あえてここで事細かに文化財の定義をするというのは、ちょっと違うかなという気がします。

いかがですか。あまりにも進行表どおりなので、あれなんですけれども。もう少し時間はかけてもいいということだったんですが。かといって、あまり無理を言って延ばしてもあれですので。

それでは、一応この辺りで、今回の議論を終了したいと思います。事務局から何かございますか。

【篠田課長】 小林先生からお話があった点にも絡むんですけども、今回、もともと文部科学大臣からの審議要請に基づきまして、文化財分科会にこの企画調査会が設置されて、これまで8回にわたって委員の先生方にヒアリングから、また闊達な御議論をいただいで、中間整理ということで、案がこの段階まで来ているというものでございますので、中間整理がまとまりましたら、一旦、文部科学省、文化庁としてしっかりそれを踏まえて、次の政策につなげていくということになるかと思えます。

また、中間整理を踏まえて、さらに審議を深めていただいで、最終的に取りまとめといったところまでつなげていただければと思いますので、引き続きの御指導をよろしく願いしたいと思います。

【根立会長】 それでは、よろしいでしょうか。

委員の皆様におかれましては、ありがとうございました。御指摘をいただいた点につい

では、事務局において修正を検討の上、最終的な考え方の決定は、会長、私に一任させていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【根立会長】 ということで、よろしくをお願いします。

それでは、最後にその他の議題について、事務局より説明願います。

【篠田課長】 最後は事例の御報告になります。資料6ですけれども、アメリカの宝飾ブランド、ティファニーが、ワールド・モニュメント財団の仲介で、金沢の縁付金箔の製造の後継者養成に当たりまして支援を決定したという報道発表について、お手元に資料を配付させていただいております。

ワールド・モニュメント財団につきましては、世界各地の政府でありますとか民間団体と連携して、文化遺産の保全に携わっている非営利の民間組織でございますけれども、日本で活動を始めて20周年という節目の年に当たるということもありまして、日本での新たな活動を模索していたと伺っております。

おとし、2020年に、「伝統建築工匠の技」がユネスコ無形文化遺産に登録されまして、「伝統建築工匠の技」の構成技術の一つであります縁付金箔製造につきまして、金沢市が昨年から後継者養成事業を実施するといったことがワールド・モニュメント財団の方々の目に留まりまして、金つながりということで財団がティファニーに協力を打診したところ、今年から3年間の支援が決定したということと伺っております。ティファニーとしても、日本上陸50周年の節目に当たるといったことのようにです。

企画調査会におきましても、文化財の保存技術の担い手の認知度向上でありますとか、支援の充実について、先ほども御議論いただきました。こういった認知度向上から、民間団体の支援の動きにつながった事例として御紹介させていただければと思いますので、御参考に御承知いただければと思います。

以上です。

【根立会長】 どうもありがとうございました。

本日の議題は全て終了しましたので、閉会といたします。事務局より、次回会議日程等の事務連絡をお願いいたします。

【山川補佐】 次回の第9回の会議は、7月27日の10時からとなります。

会場の場で意見を言えなかったなど、お気づきの点がございましたら、事務局までメール等で御連絡をいただければと思います。

今後の予定ですけれども、本日いただいた御意見や、文化財分科会の委員の方々からも御意見を伺いながら、中間整理（案）に反映させ、会長の御了解を得た上で、中間整理として取りまとめをさせていただきます。その後、6月の文化財分科会に報告し、正式な中間整理として公表をする予定でございます。

これ以降は、さらに検討を進めるべき事項について引き続き議論を継続し、年末をめぐりに最終報告を取りまとめる予定ですので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上となります。

【根立会長】 本日も長時間にわたり貴重な御意見をいただきまして、大変ありがとうございました。これで終わります。

— 了 —